

## 納付期限の延長

国家税務総局と財政部は製造業中小零細企業の企業所得税等について納付期限を延長しました。電力の使用制限等による経済への影響を考慮したのでしょうか？

### 製造業中小零細企業 2021 年第四半期の納付期限延長に関する公告

#### 【対象者】

本公告でいう製造業中小零細企業とは国民経済業種分類の中分類の製造業で年間販売額 2,000 万元以上 4 億元未満の企業を製造業中型企業といい、年間販売額 2,000 万元未満の企業を製造業零細企業という。

#### 【販売額】

販売額は増値税の課税販売額をいう。

#### 【対象税目】

納付期限が延長される税费は所属期が 2021 年 10 月、11 月、12 月或いは 2021 年第 4 四半期の企業所得税、個人所得税（源泉徴収を除く）国内増値税、国内消費税及び附帯する都市維持建設税、教育費附加、地方教育附加で、税務機関に申請する代理発行の発票の納付額を含まない。

#### 【延長期間と納税額】

本公告に規定する条件に合致する製造業中小零細企業は法に基づき税務申告後に、製造業中型企業は各納付税額の 50%、製造業零細企業は各納付税額の全額について納付期限を 3 か月延長することができる。

#### 【手続き】

本公告に規定する条件に合致する製造業中小零細企業は、中華人民共和国税収徴税管理法及びその実施細則の規定により納付期限の延長を申請することができる。

本公告は 2021 年 11 月 1 日から施行する。

## 2022年祝祭日

国務院から2022年度の祝祭日が公表されました。ちなみに北京冬季オリンピックは2022年2月4日（金）から2月20日（日）、北京冬季パラリンピックは2022年3月4日（金）から3月13日（日）となっています。

	休日	振替出勤日
元旦	2022年1月1日から3日（3日間）	—
春節	1月31日から2月6日（7日間）	1月29日（土）1月30日（日）
清明節	4月3日から4月5日（3日間）	4月2日（土）
労働節	4月30日から5月4日（5日間）	4月24日（日）5月7日（土）
端午節	6月3日から6月5日（3日間）	—
中秋節	9月10日から9月12日（3日間）	—
国慶節	10月1日から10月7日（7日間）	10月8日（土）10月9日（日）